

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給</span> 給付金  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: red;">New</span> 新着情報                 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ	問合せ先		
					R6年			R7年						R7年						
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
経済産業省	<a href="#">生産性革命推進事業</a>	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に対応するために柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。															(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL: 03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp			
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠、製品・サービス高付加価値化枠(通常類型、成長分野進出類型)、グローバル枠)</a>	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 各枠ごとに、基本要件に加えて、別途要件があります。														■補助上限: ・省力化(オーダーメイド)枠 750万円～8,000万円(※) ・製品・サービス高付加価値化枠 [通常類型] 750万円～1,250万円 [成長分野進出類型(DX・GX)] 1,000万円～2,500万円 ・グローバル枠 3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・省力化(オーダーメイド)枠 1/2、小規模事業者等 2/3 ・製品・サービス高付加価値化枠 [通常類型] 1/2、小規模事業者等 2/3 [成長分野進出類型(DX・GX)] 2/3 ・グローバル枠 1/2、小規模事業者 2/3	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-3821-7013	
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠)</a>	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ・給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ・事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上															■補助上限(( )内は大幅賃上げを行う場合): ・5人以下 750万円(1,000万円) ・6～20人以下 1,500万円(2,000万円) ・21～50人以下 3,000万円(4,000万円) ・51～99人以下 5,000万円(6,500万円) ・100人以上 8,000万円(1億円) ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率: ・中小企業: 1/2※ ・小規模企業者・小規模事業者・再生事業者: 2/3※ ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3	ものづくり補助金事務局 TEL: 050-3821-7013
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: blue;">更新</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)&lt;通常枠&gt;</a>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。	中小企業・小規模事業者等	事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援 ■機能要件 1種類以上の業務プロセスを口保有するソフトウェアを申請すること(汎用プロセスのみは不可)															■補助対象経費: ソフトウェア(ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分))、導入関連費(オプション)(機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用)、導入関連費(役務の提供)(導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用) ■補助率: 1/2以内 ■補助金額: ・1プロセス以上 5万円以上150万円未満 ・4プロセス以上 150万円以上450万円以下	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL: 0570-666-376 IP電話TEL: 050-3133-3272
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: blue;">更新</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)&lt;インボイス枠(インボイス対応類型)&gt;</a>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトを導入し労働生産性の向上をサポート ■機能要件 (1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 会計・受発注・決済のうち1～2機能以上を有すること (2)PC・ハードウェア等 会計・受発注・決済に係る機能のITツールの使用に資するもの ■補助対象 ソフトウェア必須(インボイス制度に対応し、「会計」「受発注」「決済」の機能を有するソフトウェア)、オプション(機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ)、役務(導入コンサルティング、導入設定 / マニュアル作成 / 導入研修、保守サポート)、ハードウェア(PC / タブレット / プリンター / スキャナ / 複合機/POSレジ / モバイルPOSレジ / 券売機) ※ハードウェアを補助対象として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。															(1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト ■補助率: 中小企業3/4、小規模事業者4/5 (補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3以内) ■補助額 ・50万円以下(会計・受発注・決済のうち1機能以上を有することが機能要件) ・50万円超～350万円以下(会計・受発注・決済のうち2機能以上を有することが機能要件) (2)PC・ハードウェア等 ■補助率 1/2以内 ■補助額 PC・タブレット等: 10万円以下、レジ・券売機等: 20万円以下	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL: 0570-666-376 IP電話TEL: 050-3133-3272
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: blue;">更新</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)&lt;インボイス枠(電子取引類型)&gt;</a>	取引関係における発注者が口インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者(口中小企業・小規模事業者等)に対して無償でアカウントを口供与して利用させる場合に、その導入費用の一部を支援します。	中小企業・小規模事業者等、その他の事業者等	インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援 ■機能要件 インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの															■補助率 ・中小企業、小規模事業者等2/3 以内 ・その他事業者等1/2 以内 ■補助額: 350万円以下 ■補助対象 受発注ソフト(インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型のソフトウェアクラウド利用料(最大2年分))	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL: 0570-666-376 IP電話TEL: 050-3133-3272
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: blue;">更新</span> <a href="#">【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)&lt;セキュリティ対策推進枠&gt;</a>	中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減していただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	サイバー攻撃事案の増加により高まる様々な潜在リスクの低減を支援 ■機能要件 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス															■補助率: 1/2以内 ■補助額: 5万円以上100万円以下 ■機能要件 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス ■補助対象 ITツールの導入費用及び、サービス利用料(最大2年分)	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL: 0570-666-376 IP電話TEL: 050-3133-3272	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称	補助金・助給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年 募集期間(→) R7年												給付・補助金額等	問合せ
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
生産性革命推進事業	<p><b>補 更新</b></p> <p>【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金) &lt;複数社連携IT導入枠&gt;</p>		複数の中小企業・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等(例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体(例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム	業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援。 本事業の補助対象経費は下記の通り経費区分ごとに3つに分類され、それぞれの導入経費あるいは必要経費が補助対象となる。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り。 (1) 基盤導入経費 インボイス対応型にて、補助対象経費として定義されているITツール ①「会計・受発注・決済」の機能を保有するソフトウェアとそのオプション、役務 ②上記①の使用に資するハードウェア PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 (2) 消費動向等分析経費 ・上記(1)基盤導入経費以外で補助事業で用いられるITツール ・異業種間の連携や地域における人流分析・商取引等の面的なデジタル化に資するソフトウェアとそのオプション、役務、ハードウェアが対象となる (3) その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用	R6.8/16 ~ R6.8/23  (1次締切分) ~ R6.4/15 (2次締切分) ~ R6.6/19 (3次締切分) ~ R6.8/23		■補助率、補助額 ①インボイス対応型と同様 ②上記①以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内 (①+②の補助上限額は3,000万円) ③事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は(①+②)×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方 ■補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272										
	<p><b>補</b></p> <p>【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助 &lt;一般型&gt;</p>		小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。 (1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2) 商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3) 以下に該当する事業を行うものではないこと ①同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ②本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業 ③事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの	(第15回) R6.4/16 ~ R6.3/14 (第16回) R6.5/8 ~ R6.5/27		■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4) ※インボイス特例の要件(公募要領P.12参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221  日本商工会議所 TEL:03-6632-1502										
	<p><b>補</b></p> <p>【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助 &lt;一般型&gt;</p>				※申請受付締切: 予定は変更する場合があります。 第15回: R6.3/14 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切: 原則 R6.3/7 第16回: R6.5/27 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切: 原則 R6.5/20														
経済産業省	<p><b>補</b></p> <p>中小企業等事業再構築促進事業</p>		新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 第12回公募では、既存の事業類型を見直し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化を行います。コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者等への支援として「コロナ回復加速化枠」を創設し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援を重点化します。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	■補助対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※1) ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②事業計画書を金融機関等(銀行、信金、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。(※2) ③補助事業終了後3~5年で付加価値額を年平均成長率3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。(※3) (※1)各事業類型毎に別途補助対象要件を設けています。詳細については、公募要領でご確認ください。 (※2)金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける必要があります。詳細については、公募要領でご確認ください。 (※3)年平均成長率(CAGR)は複利計算をもとに算出してください。	(12次) R6.4/23 ~ R6.7/26		【(A)成長分野進出枠(通常類型)】 ■補助金額 100万円~6,000万円(7,000万円) ※1( )内は短期に大規模な買上げを行う場合 ※2廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円を上乗せ ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※1( )内は短期に大規模な買上げを行う場合 【(B)成長分野進出枠(GX 進出類型)】 ■補助金額 ・中小企業者等 100万円~8,000万円(1億円) ・中堅企業等 100万円~1億円(1.5億円) ※( )内は短期に大規模な買上げを行う場合 ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※( )内は短期に大規模な買上げを行う場合 【(C)コロナ回復加速化枠(通常類型)】 今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や、事業再生に取り組む事業者の事業再構築を支援。 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 2/3(※1) ・中堅企業等 1/2(※2) (※1)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4 (※2)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3 【(D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)】 ■補助金額 100万円~1,500万円 ■補助率 ・中小企業者等 3/4(※一部 2/3) ・中堅企業等 2/3(※一部 1/2) 【(E)サプライチェーン強靱化枠】 ■補助金額 1,000万円~5億円以内 ※建物費がない場合は3億円以内 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3 【(F)卒業促進上乗せ措置】 ■補助金額 各事業類型(A)~(D)の補助金額上限に準じる。 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3 【(G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置】 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3	事業再構築補助金事務局 コールセンター <コールバック予約システム>  <a href="https://iigyou-saikouchiku.go.jp/callback.html">https://iigyou-saikouchiku.go.jp/callback.html</a>										

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



